平成２２年（フ）第２１５１号
横浜市保土ケ谷区峰沢町342番地　桜台ハイツ５棟306号
債務者　柚木崎順子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７０１号
大阪府寝屋川市三井が丘４丁目４番82―106号
債務者　森岡　佑太
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８号
石川県七尾市石崎町香島１丁目103番地　メゾン西崎２号、従前の住所石川県七尾市石崎町レ部71番地
債務者　達　真由美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後２時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第１９６７号
横浜市鶴見区岸谷２丁目12番１―721号
債務者　保坂喜良至
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６３号
静岡県浜松市東区宮竹町452番地の54
債務者　大久保利明
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
静岡県浜松市東区宮竹町452番地の54
債務者　大久保恵子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４８２号
静岡県湖西市太田459番地の５
債務者　山本　桂嗣
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
静岡県浜松市中区神田町92番地の６　神田パレス201号
債務者　佐藤　正廣
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５６４号
岡山市南区浜野４丁目15番29―504号
債務者　山﨑　　正
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８６号
岡山市北区白石東新町15番地102　中村マンションＣ―202
債務者　小林　辰夫
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０６０号
横浜市保土ケ谷区東川島町84番地15　上星川スカイハイツ302号
債務者　藤本学こと　李　　学徳
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６３号
東京都八王子市元本郷町４丁目４番26号
債務者　馬場　　豊
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１０５号
東京都福生市大字福生665番地８ダイヤパレス福生206号室
債務者　北川　正子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１２３号
東京都立川市幸町４丁目52番地の１幸町団地７棟104号
債務者　鵜飼　祭子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３７号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目44番１―206号　ロイヤルマンション野嵩
債務者　照屋　清松
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部